

身体拘束等行動制限についての取扱要領

1 目的

「障害者支援施設いずみの里」「ヘルパーステーションフレンド」及び「共同生活援助陽だまり」は、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活の援助支援（介護）の充実を図り、「拘束をしない支援（介護）」を目指します。

2 拘束の種類と範囲

「拘束」とは、身体拘束（行動制限を含む）及び対応的拘束を言います。

- (1) 身体拘束とは、利用者の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限することを言います。
 - 安全ベルト・紐等を使用し、車イスに固定すること
 - 紐・転落防止帯等を使用し、手・足・胴体をベッドに固定すること
 - ベッド柵を使用し、ベッドから降りられないようにすること
 - 介護服（つなぎ服）を使用し、着脱の自由を制限すること
 - ミトン型手袋等はずせないように、手首を固定すること
 - 日常生活を営むのに必要な居室等の入口をふさぎ、自由に入出りが出来ないようにすること
 - 過剰な薬物を服用させ、行動を制限すること
- (2) 対応的拘束とは、利用者に精神的マイナスを与えるような対応をすることを指します。
 - 利用者に威圧的な言動、対応をすること
 - 利用者の要望に対し、無視、無関心、介護・支援拒否等を行うこと

3 日常のケアの見直し

「拘束」を行う理由として、

- 利用者を転倒による骨折やケガ等の事故から守る
- 点滴や経管栄養の管を抜いてしまうことを防ぐ
- オムツを外しての不潔行為を防ぐ
- 他の利用者への暴力行為を防ぐ・・・等が言われてきました。

しかし、「拘束」され、制限された生活の中で利用者の活動性は確実に低下し、廃用症候群が進行し、身体・精神的機能は着実に低下していき、「転倒もできない、作られた寝たきり状態」を作り出していきます。利用者が人間らしく活動的に生活するために・・・

- (1) 利用者の立場にたち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努めます。
- (2) 利用者の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される状況について、事前予防的に「拘束をしない支援」の工夫を検討します。
- (3) 利用者が落ち着いて生活が送れるような環境整備に努めます。

4 利用者及び家族等への説明

- (1) 利用者及び家族等より、「身体拘束等行動制限」を前提とした入所の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落予防」「ケガの予防」であっても「拘束をしない支援」を目指します。
- (2) 「拘束をしない支援」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はありますが、利用者が人間らしく活動的に生活するために、「拘束をしない支援」の取り組みをします。

5 緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人またはその他の利用者等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体拘束」を行う場合があります。

- (1) 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言います。
- (2) 緊急やむを得ない場合とは、利用者本人にとっての状態であり事業者側の状態ではありません。

「身体拘束ゼロへの手引き」では、緊急やむを得ず身体拘束する場合には、次の3点の要点をすべて満たすことが必要としています。

- ・切迫性 ……入所者本人または他の入所者等の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高い
- ・非代替性 ……身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ・一時性 ……身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること